



請願・陳情は市民の権利 もっと使いやすく！

請願・陳情は、市民が市政等について直接市議会に要望できる制度です。議員の紹介が必要な請願は、原則として付託委員会で審査され、市議会本会議で採決されます。議員の紹介が不要な陳情は、小平市では、全議員と執行機関にコピーが送付されます。

12月定例会に出された請願・陳情のあり方の改善を求める2つの請願を紹介します。この請願の趣旨に賛同し、筆頭紹介議員になりました。

① 市民からの陳情の議会での審議を求める請願



小平市議会では、以前は陳情も請願同様に審議していましたが、2000年に市議会会議規則が変更されて以降、一件も審議されていません。しかし、多くの市議会では陳情も審議しており、多摩26市で昨年度以降陳情を審議していないのは5市議会のみです。

2000年当時、この変更賛成した会派(フォーラム小平、政和会、市議会公明党)は、委員会が過剰な陳情の審査に追われていると主張しましたが、同時期に今までどおりの陳情審査を求める陳情が1,854名の賛同を得て提出されています。市民にとっては、紹介議員が不要な陳情の方が出しやすいのは明らかです。陳情を審議している議会では、請願よりも陳情が多く提出されています。

反対の理由として、現在の規則でも議長が必要があると認めれば、陳

情の審議は可能だということが述べられました。しかし現実には、陳情の審議が行われるには、議会運営委員会での全会一致が必要で、審議された例はありません。市民の多様な声に応え、陳情を審議するには、議会の根本的な改革が必要です。

- ② (1) 請願者がホームページや議会報上での住所氏名の非公開を選択できるようにすること
- (2) 採択された請願陳情の処理状況の公表を求める請願



(1) 小平市議会で請願が採択されると、請願代表者の住所氏名は市議会だよりに掲載されます。また、ホームページの市議会会議録でも、請願代表者の住所氏名を記した請願文書表が資料として公開されます。このように住所氏名が一般に公開されると、例えば、DV被害者は請願を出せません。一人暮らしやひとり親家庭など、様々な事情で住所氏名が公開される請願提出を選択しにくい人もいます。他市では、実際に請願者や陳情者が恫喝等を受けた後、非公開を選択できるようにした例もあります。請願は憲法で認められた権利です。住所氏名の非公開を選択可能にすることで、多様な人が市議会に請願を出しやすくなるよう求めました。

(2) 小平市議会で請願が採択されても、その後市から一切報告がなく、請願項目が実現されないまま放置されている例があります。例えば、以下の請願は採択されていますが、何の対応も行われていません。

- 小平中央公園の井戸を修理して利用可能にするよう求めた請願(2017年3月議会で採択)
- 図書館の宅配貸出サービス利用者を要介護1以上に限定せず、来館が困難な人に拡大することを求めた請願(2019年9月議会で採択)

議員に対して報告があるのも、請願項目に何らかの対応があった場合のみです。議会事務局は議会ごとに各部局に未対応の請願への処理状況を確認しますが、昨年2月の時点で、採択されても未対応で報告がない請願が23件あることが明らかとなりました。市民が提案し議会が採択した請願に対して、市がどのような対応をしたのか、報告を求めるのは市民の当然の権利と言えます。

この請願は、昨年11月の議会運営委員会で継続審議となりました。その後、12月の議会運営委員会までに各会派の意向を確認したところ、2項目めには賛成だが1項目めには反対という会派などがあり、この請願は一旦取り下げ、2つの請願に分けて3月議会に再度提出することになりました。また署名へのご協力をお願いします。



今後の生理用品の配付は 市内すべての学校等を対象に

小平市は、各方面から要望を受けて、昨年6月から10月にかけて市役所窓口や市内公民館・図書館、男女共同参画センター、小中学校、大学連携協議会加盟の大学等で生理用品の無償配布を行いました。昨年5月可決の補正予算113万円で生理用品2280人分を無償配布した事業は評価できるものの、大学連携協議会に加盟していない朝鮮大学校や高校、専門学校などには必要性があるのに配布されなかったことから、9月定例会に今後の配布事業ではすべての学校等を対象とするよう求める決議が出され、賛成多数で可決されました。

昨年10月で配布は終了しましたが、まちづくり市民こだいらは、昨年4月に継続的な無償提供や学校や公共施設のトイレでの配布など「必要

とする人へ生理用品を無償配布することについての要望」を市に提出しています。今後も要望の実現を求めています。



学童クラブの指定管理者の 指定にはもっと透明性を

12月定例会では、小平第四小学校の学童クラブ第一の指定管理者に(株)明日葉を指定する議案が審査されました。学童クラブの指定管理者の指定については、前年もすべての民間の学童クラブで(株)明日葉が指定され、選定過程の不透明さに疑問を感じて反対した経緯があります。

小平市の指定管理者の選定方法は、他市と比べて課題が多く、例えば選定委員会に市民(利用者)が含まれておらず、また他市では選定過程の議事録(要旨)が公開されていたり、応募事業者が行うプレゼンテーションを市民が傍聴できますが、小平にはそれもありません。前年の選定が公正なものであったのか検証するため、市へ提出された応募書類の情報開示を請求した際、競争上の地位を損なう恐れがあるとの理由で黒塗りの状態であったことから、不服申し立てをしています。

今回も何の改善もなく、市は同じやり方で同じ事業者を選定しました。審査では選定委員会の構成が問題とされましたが、賛成多数で可決。反対したのは、私と政和会、一人会派の会のみでした。

